

川西町持続化交付金【申請要領】

新型コロナウイルス感染症拡大により、特に大きな影響を受けている事業者に対して、事業の継続を支え、再起の糧となる、事業全般に広く使える交付金を交付します。

1 交付対象者

交付金の交付の対象となる者は、次の各号に掲げる要件を満たすものとする。

- (1) 法人の場合は本店を、個人事業主は住所を町内に有する中小企業・小規模事業者。
- (2) 国の実施する持続化給付金の給付を受けていない者。
- (3) 新型コロナウイルス感染症の影響により、売上げが前年同月比で、20パーセント以上50パーセント未満減少している者。なお、比較対象期間は令和2年1月から12月までとする。
- (4) 町税に滞納がなく、次の「別掲：反社会的勢力排除に関する制約事項」の「記」以下のいずれにも該当しない者であり、かつ、今後、交付事業の実施期間内・交付事業完了後も該当しないことを誓約すること。

別掲：反社会的勢力排除に関する誓約事項

当社（個人である場合は私、団体である場合は当団体）は、交付金の交付の申請をするにあたって、また、交付事業の実施期間内および完了後においては、下記のいずれにも該当しないことを誓約いたします。この誓約が虚偽であり、またはこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

記

- (1) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
- (2) 暴力団員（暴力団対策法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
- (3) 暴力団準構成員（暴力団員以外の暴力団と関係を有する者であって、暴力団の威力を背景に暴力的不法行為等を行うおそれがあるもの、または暴力団もしくは暴力団員に対し資金、武器等の供給を行うなど暴力団の維持もしくは運営に協力し、もしくは関与するものをいう。以下同じ。）
- (4) 暴力団関係企業（暴力団員が実質的にその経営に関与している企業、暴力団準構成員もしくは元暴力団員が経営する企業で暴力団に資金提供を行う等暴力団の維持もしくは運営に積極的に協力しもしくは関与するもの、または業務の遂行等において積極的に暴力団を利用し、暴力団の維持もしくは運営に協力している企業をいう。）
- (5) 総会屋等（総会屋その他企業を対象に不正な利益を求めて暴力的不法行為等を行うおそれがあり、市民生活の安全に脅威を与える者をいう。）
- (6) 社会運動等標ぼうゴロ（社会運動もしくは政治活動を仮装し、または標ぼうして、不正な利益を求めて暴力的不法行為等を行うおそれがあり、市民生活の安全に脅威を与える者をいう。）
- (7) 特殊知能暴力集団等（暴力団との関係を背景に、その威力を用い、または暴力団と資金的な繋がりを持ち、構造的な不正の中核となっている集団または個人をいう。）
- (8) 前各号に掲げる者と次のいずれかに該当する関係にある者
 - イ 前各号に掲げる者が自己の事業または自社の経営を支配していると認められること
 - ロ 前各号に掲げる者が自己の事業または自社の経営に実質的に関与していると認められること

【新型コロナウイルス感染症緊急経済対策事業】

- ハ 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもって前各号に掲げる者を利用したと認められること
- ニ 前各号に掲げる者に資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められること
- ホ その他前各号に掲げる者と役員または経営に実質的に関与している者が、社会的に非難されるべき関係にあると認められること

※ 本事業における中小企業・小規模事業者とは、資本金又は従業員のうち、どちらか一方が次の表に該当する事業者です。

業 種	中小企業		小規模事業者
	資 本 金	従 業 員	従業員
製造業、建設業、運輸業、 農林水産業等その他下記 以外の業種	3億円以下	300人以下	20人以下
卸 売 業	1億円以下	100人以下	5人以下
サービス業	5,000万円以下	100人以下	
小 売 業	5,000万円以下	50人以下	

※個人事業主も対象となりますが、性風俗産業、宗教法人、政治団体は対象外です。

※国や県が助成する他の交付金等と重複する場合は交付対象となりません。

2 交付金額

- (1) 法人 上限100万円
- (2) 個人事業者 上限50万円

※交付金の額は、前年の総売上（事業収入）から前年同月比20パーセント以上50パーセント未満減少した月の売上げを1.2倍した額を除いて得た額とし、その額に千円未満の端数があるときはこれを切り捨てる。

3 申請手続き

- (1) 申請受付先

川西町商工会（川西町大字上小松1736番地の2）

電話：0238-46-2020

- (2) 申請受付期間<上記受付先必着>

【要綱改正前】令和2年5月11日（月）から令和2年7月31日（金）まで

【要綱改正後】令和2年9月1日（火）から令和3年2月1日（月）まで

- (3) 提出書類（※詳細については国の持続化給付金申請要領に準ずることとします。）

- ① 令和2年度川西町持続化交付金交付申請書（様式第1号）
- ② 川西町が発行する滞納がない旨の直近の納税証明書
- ③ 川西町商工会又は山形おきたま農業協同組合発行の売上高等確認書（様式第2号）
- ④ 法人の場合

ア 対象月の属する事業年度の直前の事業年度の確定申告書別表一の写し、及び法人事業概況説明書の写し

イ 2020年分の月別事業収入がわかるもの

ウ 法人名義の振込先口座の通帳の写し

【新型コロナウイルス感染症緊急経済対策事業】

⑤ 個人事業主の場合

- ア 2019年分の確定申告書第一表の写し、青色申告を行っている場合は所得税青色申告決算書の写し
- イ 2020年分の月別事業収入がわかるもの
- ウ 申請者本人名義の振込先口座の通帳の写し
- エ 本人確認書類

⑥ その他町長が必要と認める書類

4 審査方法・結果の通知

(1) 交付対象の決定方法

交付対象は、以下の審査項目に基づき随時審査を行ったうえで、予算の範囲内で交付金の交付を決定します。

○審査項目

以下の要件を全て満たすものであること。要件を満たさない場合には、その申請は失格とし、その後の審査を行いません。

- ① 必要な提出資料がすべて提出されていること
- ② 「1. 交付対象者」の要件に合致すること

(2) 結果の通知

認定結果は交付決定・額の確定通知書（様式第3号）により通知します。

7 スケジュール（予定）

	実施時期
申請受付【要綱改正後】	令和2年9月1日（火）～令和3年2月1日（月）
交付決定	随時

※ このスケジュールは予定であり、前後する場合があります。

9 その他

- (1) 既に、川西町持続化交付金の交付を受けている事業者であっても、改正交付要綱告示時点において、国の持続化給付金の要件に該当していない場合は、改正後の川西町持続化交付金上限額との差額が交付可能となりますので、再度、交付申請書をご提出ください。詳しくは川西町商工会までお問合せ下さい。
- (2) 予算の範囲内で交付金を交付いたしますので、予算の有無については事前に川西町商工会にお問い合わせください。